

## 奨学金と学費を考える

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-06-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 藤島, 和也 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/23986">https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/23986</a>

# 奨学金と学費を考える

北海道学費と奨学金を考える会インクル

元代表 藤 島 和 也

はじめに

- 1 奨学金制度の有利子化と拡充
- 2 学費の高騰と私立大学中心の日本の大学
- 3 「親負担主義」の限界と学生本人による負担の増加
- 4 奨学金の延滞 延滞の震源地、過去にない返済総額、返済可能性の低下

さいごに

## はじめに

私は奨学金を研究するため、2011年に北海道大学の大学院に入学した。奨学金を研究しようと思ったのは、私自身が奨学金を利用していたからだ。

私は北海道の道東（場合によっては道北に含まれる）地方にある、興部町という人口4000人の小さな町出身だ。10歳の頃に両親が離婚をして、母子家庭になった。家には経済的な余裕がなかったため、大学に進学するときは奨学金を利用した。進学後は札幌で一人暮らしをする必要があったため、奨学金で足りない分はアルバイトで補った。やっとの思いで大学を卒業した頃には、これまで使った奨学金の借金が利子込みで約600万円残っていた。

20代前半で数百万円の借金を背負うことは途方もないことに思えた。こんな大金を本当に返せるのだろうか。もし返せなければ自分は一体どうなるのだろうか。奨学金を借りたのは自己責任の問題なのか。なぜ奨学金

を借りなければ卒業できないくらい大学の学費が高いのだろうか。当時はそうした疑問が尽きなかった。

そうした疑問に対する答えや手がかりのようなものを求めて、大学院の門を叩いた。

大学院で研究中、ふとしたことから奨学金の社会問題に取り組む若手弁護士と知り合い、意見交換をするようになった。2013年4月には北海道学費と奨学金を考える会インクルを立ち上げて若手弁護士と一緒に市民活動をするようになった。会の活動は札幌を中心に奨学金の返済で困っている人へ情報提供や法律相談を行うこと、依頼を受けて各種講演活動することだった。

研究や活動をする中で感じたのは、近年、奨学金制度が大規模に拡充されたことを受けて、大学の学費負担のあり方や卒業後の学生の将来に、これまでになかった新たな問題が生じているということだった。

結論を先取りして言うと、日本の学費負担を支えてきた「親負担主義」というルールが、学費の高騰や家計の限界、奨学金制度の拡充の要因によって一部で通用しなくなっている現状を目の当たりにしたのだった。「親負担主義」として代わって現れたのは、学生自身が奨学金を借りることや、それでも足りない分はアルバイトをすることによって学費を負担する、新しい学費負担のあり方だった。しかし、このあり方は学生自身に大きなリスクを背負わせることになった。私は親の学費負担能力の限界によって、代わりに学生自身が学費負担の主体になることを学費負担の学生化と呼んでいる。

この論文では私が活動する中で考えた「親負担主義」の限界や、学費負担の学生化について、力不足であるかもしれないが説明をしたいと思う。そして現状の学費のあり方や奨学金のあり方に対して、微力ながら貢献ができればと思っている。

## 1 奨学金制度の有利子化と拡充

学費の「親負担主義」規範が変容した背景には奨学金制度の拡充がある。まずは奨学金が拡充した背景を確認したい。

日本の公的奨学金制度である日本学生支援機構（旧育英会）の奨学金は、1980年代から1990年代を境にして制度の大幅な拡充を図った。そのため、それ以前の奨学金制度と、それ以後では同じ奨学金でも性格に大きな違いがある。

そもそも現在の奨学金制度の原型となるものは1943年につくられた大日本育英会であった。『日本育英会史 育英奨学事業60年の軌跡』によれば、創設当初の奨学金が目指していたものは、「家庭が経済的に恵まれない英才に対して、学費を貸与することで国民学校（当時の義務教育）から中等教育への進学を保障すること」だった。

日本の奨学金の骨格である、貸与制、家計への援助、一定の成績要件などの要件はこの時期の奨学金制度によって作られた。そして、奨学金の財源は政府からの借入れを極力少なくして、将来的には独立した事業として展開することが目指された。

1953年になると、大日本育英会法が改正され、新たに日本育英会法が公布、施行された。法改正後は、大日本育英会の奨学金事業を基本的に引き継ぎつつも、業務方法書の充実や免除職制度の導入（教員・研究職などの特定職に一定期間従事した者の返還を免除するがされる）など、奨学金事務の発展・多様化が図られるようになった。

この時期の奨学金には以下のような特徴がある。

一つは、無利子の貸与制であり、学生に無利息で学資を貸し与えることによって将来の返済に配慮した制度設計になっている。二つ目は、育英的性格である。育英とは優れた才能を持つものを育てることで、能力主義的な性格を持つ。この時期の奨学金は能力はあるが、経済的に進学が困難な青年を対象にしているという点で能力主義的側面が経済的必要性よりも優

先されているという特徴を持つ。三つ目は免除職制度である。特定の職に就けば奨学金の返済は免除された。これは条件付きの給付型奨学金と言えるもので、この時期の奨学金には部分的に給付制が採用されていたという特徴がある。

### 奨学金の有利子化

しかし、こうした特徴は1980年以降、大きく変わってしまう。奨学金の有利子化が進み、育英的性格は薄れ、免除職制度は廃止されてしまうのだ。

1981年になると当時の内閣による行政改革の流れによって奨学金性制度の性格が変容した。『日本育英会50年史』によれば、この時期に政府や大蔵省から、奨学金制度は事業効率化を求められた。その要求内容とは、①奨学金事業の有利子化、②外部資金の導入、③免除職制度の撤廃、④育英奨学金の量的拡充などであった。

そうした流れを受けて1984年になると日本育英会法が全面改正された。その結果、これまでの奨学金は第一種奨学金と名前を変えた。そして、財政投融资資金という外部資金によって運用される有利子奨学金（第二種奨学金）が導入されることとなったのである。これまで無利子のみで貸与されていた奨学金制度に、新たに有利子がつけ加わることになった。

これ以降、有利子奨学金制度の拡充の流れが進められることになる。

1999年には通称「きぼう21プラン」が実施された。「きぼう21プラン」とは、1981年に作られた有利子奨学金の量的拡充策である。既存の有利子奨学金に対して、財政投融资債という外部資金を新たな財源として付け加えることで量的な拡充が図られることになった。

### 育英的性格の変容と利用額の高額化

「きぼう21プラン」で拡充された第二種奨学金は、第一種奨学金と異なり成績要件が比較的緩くなっている。第一種奨学金では高校成績が3.5以上となっているところ、第二種奨学金では平均以上の学生とされている。第二種奨学金では従来までの無利子奨学金（第一種奨学金）に見られた、育

英的性格は薄くなっている。また、家計の年収上限も無利子奨学金に比べて高めに設定されている。家計の年収上限も、第一種奨学金では854万円であるところ、第二種総額金では1170万円となっている。

このように、第二種奨学金は第一種奨学金にあった育英的性格を薄められている。そして家計の年収上限も第一種奨学金に比べて緩く設定されているので、少数の英才に限られていた制度からより多くの学生を対象とする仕組みと変化した。

また、第一種奨学金と第二種奨学金では利用できる金額が異なる。

第一種奨学金の利用額は定額である。利用できる額は5種類あり、国立大学に通っているか、私立大学に通っているかによって異なる。その中でさらに、自宅から通っているかアパートなど自宅以外から通っているかで利用できる金額が異なる。ただし月額30000円ならば国立・私立や居住の区別なく借りることができる。詳しくは図1を参照されたい。それに對し、第二種奨学金は選択制であり、学生は月額3万、5万、8万、10万、12万円の中から必要な額を選ぶことができる。

第一種奨学金では、借り手の将来の返済が高額にならないようにある一定額以上の返済額にならない制度設計になっていた。しかし、第二種奨学金は最大で月額12万円の利用ができるようになってきている。こうした急激な利用額の高額化は返済の場面で大きな問題を生むことになる。その問題については後で再び取り上げることになる。

条件	第一種奨学金	条件	第二種奨学金
国立・自宅	月額 45000円	選択	月額 30000円
国立・自宅外	月額 51000円	選択	月額 50000円
私立・自宅	月額 54000円	選択	月額 80000円
私立・自宅外	月額 64000円	選択	月額 100000円
共通	月額 30000円	選択	月額 120000円

図1 奨学金の利用額

※日本学生支援機構HPより筆者作成

## 奨学金制度の拡充の推移 制度の主流が無利子から有利子へ

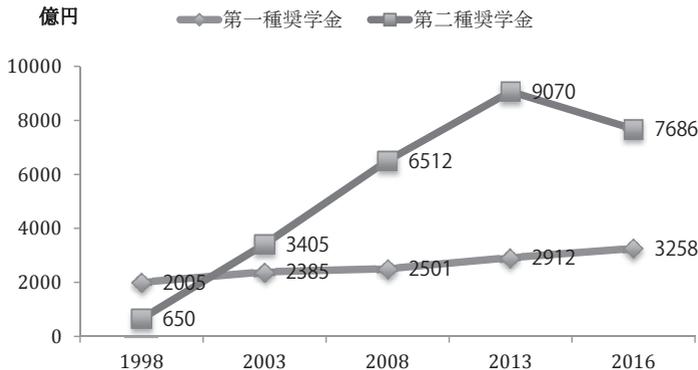
ここまで述べてきた奨学金の拡充政策を、具体的な数字で追ってみよう。

第二種奨学金が誕生したのは1981年である。この年における第一種・第二種奨学金のそれぞれの事業規模は、第一種奨学金（無利子）が約750億円なのに対して、第二種奨学金は約34億円だった。

ところが、1999年に「きぼう21プラン」によって有利子奨学金の拡充路線が定まると、奨学金の主流が第一種奨学金から有利子の第二種奨学金へと急速にシフトする。

1999年には第一種奨学金の事業は2121億円で、第二種奨学金は1660億円だった。制度の主流ははまだ第一種奨学金である。しかし、そのすぐ3年後の2002年には両者が逆転する。2002年の事業額は、無利子奨学金が2286億円で有利子奨学金が2446億円である。そして、これ以降、奨学金制度は第二種奨学金が主流となっていく。

詳しくは下図を参考にされたい。



※文部科学省HPより筆者作成

図2 奨学金の事業額の推移

第二種奨学金の事業額は2013年には9070億円となり、事業額のピークを迎える。しかし、その後、第二種奨学金の見直しや無利子奨学金制度拡充の声があったため、2016年現在では第二種奨学金の事業額は7896億円で、第一種奨学金の事業額が3258億円である。近年は第一種奨学金の事業額が伸びるという傾向がある。

### 免除職制度の廃止 独立行政法人日本学生支援機構への移行

2004年になると、日本育英会は留学生支援などを行う4団体と統合をされ、新たに独立行政法人日本学生支援機構へと以降することになる。

それに伴い、奨学金制度にも大きな変化が訪れた。

その一つが免除職制度の撤廃である。2004年に育英会が日本学生支援機構へ移行すると同時に、奨学金事業の量的拡大・効率化を図る観点から、免除職制度が廃止されることとなった。その代わりに、大学院生の中で、特に優れた業績をあげた者に対する返還免除が作られることとなった。

もう一つ、大きな変化として督促体制の強化があげられる。1999年の「きぼう21プラン」によって、奨学金の利用者は爆発的に増えた。しかしその結果として、回収が困難な延滞債権も膨れ上がることとなった。

1984年には約47億円だった延滞額は、2003年には累積で約440億円に達した。こうした延滞問題は、独立行政法人へ移行する際の議論でも主要な課題として取り上げられていた。そのため、独立行政法人への移行と同時に、1. 早期督促の実施、2. 民間の債権回収会社への業務委託による回収の強化、3. 法的督促措置の強化が図られることになった。

以上のように、日本学生支援機構（旧育英会）の奨学金制度は、1990年代から大規模拡充を図り、その性格を大きく変化させてきた。そして、奨学金が量的に拡充され、多くの学生に利用可能になったことは、学費負担のあり方を大きく変えることになった。

次に、奨学金制度が拡充された時期の大学の学費や、学生の進学状況について検討したい。

## 2 学費の高騰と私立大学中心の日本の大学

### 学費の急騰

国立大学が「安い」という意見をよく耳にする。私が北海道学費と奨学金を考える会インクルの活動で、給付型奨学金の創設を求める請願のための署名活動をしていた時、通行人の中の一人から「そんなに学費で苦労するんだったら、学生は学費の高い私立なんかに行かないで学費の安い国立に行けばいいんじゃないの」と言われたことがある。大学の学費を扱う活動なら珍しくない話だ。

果たしてその人は国立大学の学費をどれくらいだと考えていたのか。今となっては確かめる術はない。しかし、国際的に言えば、日本の国立大学の学費は高いと言われている。

OECDの調査によれば、日本はチリ、アメリカ、韓国などに並び世界で最も国立大学の学費が高い水準にある。日本の中でも学費が高いと評される国であるアメリカはOECDの分類によると「諸外国に比べて授業料が高く、公的経済支援が比較的整っている」国に分類される。それに対し日本は「諸外国に比べて授業料が高く、公的経済支援に乏しい」国に分類される。日本の国立大学は学費が高いと言えそうだ。

確かに、国立大学の学費が安い時代はあった。

1969年、この年の国立大学の授業料は年間1万2000円だった。月額1000円の時代である。しかし、国立大学の授業料が安い時代は長くは続かなかった。国立大学の授業料は1978年には14万4400円となり、初めて十万台の大台ののってしまう。9年後の1987年には授業料が30万円となり、わずか9年間のうちに授業料が約倍増してしまう。

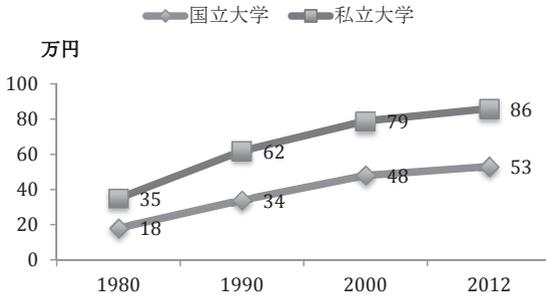
その後、2005年の国立大学法人化により大学の授業料が53万5800円に固定されて2016年現在に至っている。

一方、私立大学の授業料である。

1969年時点の私立大学の一年間の授業料は8万4000円だった。これは、

当時の国立大学の7倍の金額だった。その後も、私立大学の授業料は国立大学を上回り続ける。1979年には32万円、1988年には現在の国立大学の授業料水準である53万9000円台に到達する。2014年時点では約86万になっている。

さらにいうと私立大学は授業料に加えて、施設管理費などの名目で事実上の授業料を負担する必要がある。2014年時点の施設管理費の全国平均額は約18万6000円である。そのため、実際には授業料の平均総額は100万円を超えている。これは国立大学の約2倍の水準である。



※文部科学省HPより筆者作成

図3 大学の授業料の推移

### 私立大学中心の大学

日本の国立大学は世界的に見ても高い水準にある。私立大学はその国立大学よりも約2倍の授業料が必要である。これだけでも、日本の大学は学費の高さは厳しいものがあるが、授業料を考える際の大きな問題として国立大学と私立大学の学生数が大きく違うことが挙げられる。

矢野（2011）によれば、日本の大学政策は国立大学が、公的財政支援を背景に大学教育の質を担ってきた。それに対して私立大学は、家計からの私費負担によって財政基盤を確保し、大学教育の量を担うという構造になっている。こうした構造が形作られたのは、男子学生の進学率が15%を

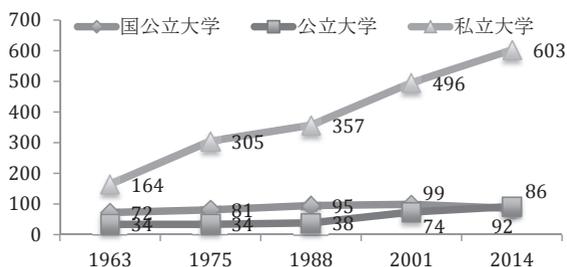
超える、いわゆる「大学の大衆化」時代を迎えた1960年代のことである。統計データをみれば、私立大学が大学生の受け皿になっているという構造は現在にもそのまま引き継がれていることがわかる。

文部科学省の行う学校基本調査（図5、6、7）によれば、大学進学率が15%を超えた1963年には、国公立大学の合計は106校、私立大学が164校であった。当時の大学生数は約79万人である。

その後、1975年には大学進学率が38.4%（男子43.6%、女子32.9%）まで急激に伸び、大学生数も約172万と大きく増えた。12年間で約2.2倍の増加である。進学率が急上昇したこの時期に、大学の数はどれだけ増えたかということ、国公立大学は1963年の106校から1975年の115校へとわずかに微増した。それに対し私立大学は1963年の164校から1972年の305校へと2倍近く増加していることがわかる。大学の種別ごとに増加した学生数は、国公立大学が約16万人であるが、私立大学は約78万人である。このように見ると、新たに進学が可能になった学生の約8割が私立大学へと吸収されたのがわかる。

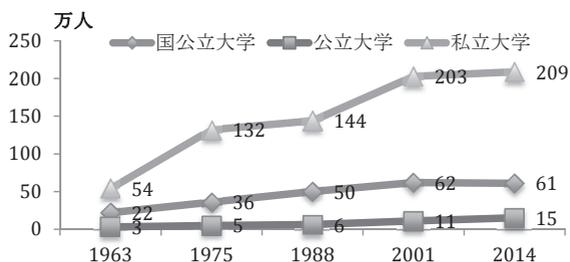
現在はどのようなになっているのか。

2014年時点における大学生数は約280万人である。そのうち国公立大学の学生が76万人で、私立大学の学生が209万人である。7割以上が私立大学生ということになる。学校数でいうと、781校ある大学のうち、603校が私立大学である。私立大学の数が国公立大学の数を大きく上回っている。



※文部科学省「学校基本調査」より筆者作成

図4 国・公・私立大学数の推移



※文部科学省「学校基本調査」より筆者作成

図5 大学生数の推移

授業料負担の観点から考えると、大学生の7割が私立大学に通っているということは、それだけ多くの学生やその親が年間100万円以上の学費負担を強いられているということである。裏返すと、国公立大学の入学枠は私立大学に比べて小さすぎるため、多くの人が公的な財政支援の投入による（比較的）低額の授業料の恩恵にはあずかされていないことになる。

家庭に経済的余裕がない学生は、日本の大学の高学費体質が生む問題にダイレクトに直面せざるをえない。現在、そうした問題に直面する学生は着実に増えている。

### 3 親負担主義の限界

日本の大学の学費は、国立大学も私立大学も、戦後右肩上がりで急上昇を続けた。しかし、家計はそれと比例して成長したわけではない。むしろ、家計は長引く経済停滞で平成10年をピークに年々減少傾向である。

家計はこれまで日本の教育制度が経験したこともないような高負担と、厳しい家計事情を背景にして子どもの学費負担に対処することを迫られている。

親負担が限界に達しているという兆しは、日本学生支援機構の学生生活調査から見てとることができる。

#### 仕送りの減少と奨学金の増加

学生生活調査を通年比較すると、近年の傾向として、家庭からの仕送り割合の減少と奨学金の割合の増加が同時に起こっていることがわかる。

図6のように、1990年時点では、学生の年間収入(約181万円 学費含む)において、家庭からの仕送りが72.4%、アルバイトが21.3%、奨学金が5.8%、その他が0.5%である。

奨学金の5.8%を金額に直すと、10万円になり低い値となるが、これは学生生活調査が奨学金を利用していない学生も含まれているため値が低く出ることが原因である。

	仕送り	アルバイト	奨学金
収入額	131万円	38万円	10万円
割合	72.4%	21.3%	5.8%

図6 1990年 学生の年間収入の内訳

しかし2002年になると家庭からの仕送りが減少を始める。それと奨学金の割合が伸びる。これは「きぼう21プラン」によって有利子奨学金が拡充された影響によるものと思われる。

2002年の学生の年間収入(223万 学費含む)では、家庭からの仕送りの

割合が69.6%まで減少する。アルバイトは16.0%も減少する。それに対して奨学金の割合は10.1%と増加する。奨学金の割合は初めて二桁に到達することとなる。

	学生の収入	アルバイト	奨学金
収入額	144万円	34万円	31万円
割合	69.6%	16.0%	10.1%

図7 2002年 学生の年間収入の内訳

2010年なると仕送りの減少と奨学金の増加が更に進む。

学生の年間収入（199万円 学費含む）において、家庭からの仕送りの割合は61.7%に減少し、アルバイトの割合は15.4%に減少する。それに対して、奨学金の割合は20.3%になっている。2002年からのわずか8年間で2倍の数値まで上昇した。

最新の調査で明らかになっているのは2014年までだが、収入の割合は2010年とほとんど変わらず、仕送り・アルバイト・奨学金の値が順に60.6%、16.3%、20.3%となっている。

	仕送り	アルバイト	奨学金
収入額	119万円	32万円	40万円
割合	61.7%	15.4%	20.3%

図8 2010年 学生の年間収入の内訳

このように、1990年から2010年までの過去20年間で学生の収入に占める奨学金の割合は約4倍まで増加している。一方で、仕送りの割合の低下は10%以上である。こうしたデータから、全体的な傾向として、学生の収入における親の役割が低下しつつあることが確認出来る。そして、仕送りに代わって奨学金が有力な手段として学生の収入に浸透していることがわかる。

### 「親負担主義」から学費負担の学生化へ

これまで、奨学金制度が拡充したこと、大学の授業料が上昇したこと、そうしたことを背景に、従来まで学費を支払ってきた親の役割が低下しつつあり、学生の収入の内訳に変化が生じていることを確認した。

ところで我が国の奨学金は卒業後に借りた本人が返す必要のある借金である。そのため、広く奨学金を利用が増えるということは、それだけ将来に返済が必要な人が増えるということである。

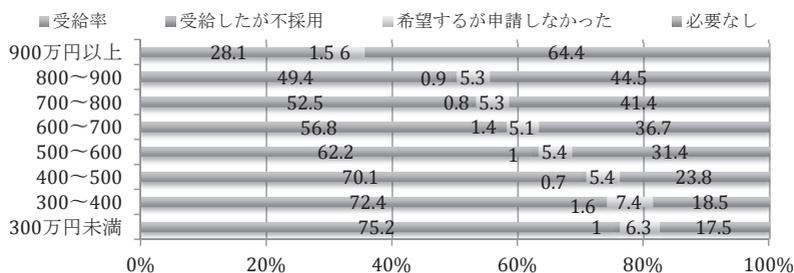
従来までの親による学費負担は、親が飲み代・タバコ代などの遊興娯楽費を削ったり、将来のために蓄えた預貯金を斬り崩すなどして、進学前に学費を調達する方式だった。学費を調達する主体は親で、学資の調達時期は進学前だった。

それに対し、奨学金による学費の負担は学生本人の名義で日本学生支援機構から奨学金を借りて、大学卒業後20年間に渡って働きながら返すという方式をとる。学資を調達する主体は学生本人で、在学中に学資を調達しているが、実際には利用した分の奨学金分を調達しているのは、卒業後20年間に渡る後払いによってである。

奨学金の利用は、学生本人に将来にわたって、在学中に利用した分の奨学金を負担させる性格を帯びている。学生本人が学費負担の主体となっているのだ。

このように、奨学金制度の改変・拡充や学費の高騰、親の低所得化に伴って、学生自身がアルバイトや奨学金で学費を負担する主体として立ち現れてくる状態を、学費負担の学生化と呼びたい。奨学金は経済的に貧しい学生の救済制度であるため、奨学金を利用しているかないかは、必然的に所得階層によって差が生じる。学費負担の学生化は低所得層を中心に起こりうる、リスクの高い学費負担のあり方である。

図9のように、奨学金は所得が高いほど受給率は下がる。反対に所得が500万円以下の学生は7割以上が奨学金を利用していることになる。



※日本学生支援機構「学生生活調査」より筆者作成

図9 所得別奨学金の利用割合（日本学生支援機構奨学金以外を含む）

奨学金の利用には階層差があるため、奨学金を利用する階層は返済につきまとうリスクを抱えやすくなる。反対に、利用しないで済む層はリスクを抱えない。奨学金制度の利用を軸にして、階層によってリスクが集中する構造ができてしまっている。

## 4 奨学金の延滞

### 返済総額の高額化

学費負担が学生化することによるリスクの一つとして奨学金の延滞が挙げられる。JASSO年報（2014）によれば、2014年には延滞債権のうち8495件に対して裁判所を通じた支払督促がなされ、内320件に対して返済総額の全額返済を求める強制執行がなされている。

奨学金の延滞を生む背景には、学費負担の学生本人化を支える、有利子奨学金制度の拡充に大きな要因がある。

「きぼう21プラン」によって、有利子奨学金制度が拡充された結果、従来までの奨学金では利用できなかったような高額の借り入れが可能になった。

例えば、第一種奨学金であれば、最高利用月額が私立・自宅外の64000円が最高であった。しかし、第二種奨学金では、64000円以上の借り入れが可能なものが月額8万円、10万、12万円と3種類も用意されている。

条件	第一種奨学金	条件	第二種奨学金
国立・自宅	月額 45000円①	選択	月額 30000円⑤
国立・自宅外	月額 51000円②	選択	月額 50000円⑥
私立・自宅	月額 54000円③	選択	月額 80000円⑦
私立・自宅外	月額 64000円④	選択	月額 100000円⑧
共通	月額 30000円	選択	月額 120000円⑨

※日本学生支援機構HPより筆者作成

図1 奨学金の利用月額（再掲）

利用月額が増えるということは、その分返済総額も増えることになる。しかも、第二種奨学金の場合、利息がついているため、借りた分以上の金額を返さなければならない。そうすると、第二種奨学金の8万円以上の奨学金を利用した場合、これまで最高額だった私立・自宅外の返済総額307万円を、大きく上回る金額を返す必要が出てくる。

	返済総額	月額	返済年数	返済終了年年齢
①	216万0000円	1万2857円	14年	36歳
②	244万8000円	1万3600円	15年	37歳
③	259万2000円	1万4400円	15年	37歳
④	307万2000円	1万4222円	18年	40歳
⑤	176万2000円	1万1300円	13年	35歳
⑥	302万0000円	1万7000円	15年	37歳
⑦	516万8000円	2万1500円	18年	40歳
⑧	646万0000円	2万7000円	20年	42歳
⑨	775万1000円	3万2300円	20年	42歳

※日本学生支援機構HPより筆者作成

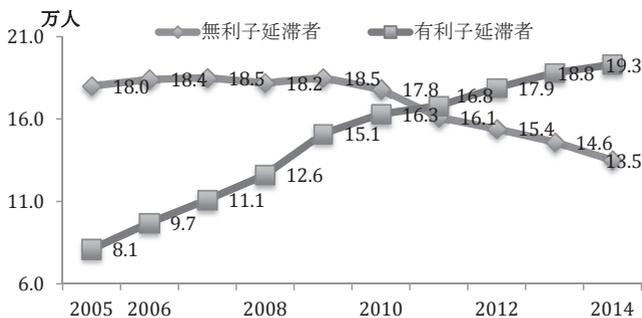
図11 奨学金返還早見表（利息は3%として計算）

### 延滞の震源地としての第二種奨学金

こうした第二種奨学金は奨学金の延滞の震源地となっている。

JASSO年報によると、2005年時点で奨学金を延滞している者は第一種奨学金が18万人だった。それに対し、第二種奨学金は8.1万人である。しかし、第二種奨学金は2005年から右肩上がりですべて上昇を続け、2010年には第一種奨学金の延滞者と、第二種奨学金の延滞者の数が逆転し、第一種が16.3万人で、第二種が17.8万人となる。

2014年には第一種奨学金の延滞者は13.5万人にまで減少する。その一方、第二種奨学金の延滞者は19.3万人にまで増加している。



※JASSO年報より筆者作成

図12 奨学金の延滞者数 推移

### 「返したくても返せない」奨学金

こうした延滞のリスクを利用者本人の努力で避ける難しい。そもそも奨学金を借りること自体が、経済的リスクに脆弱な階層の出身であることを意味している。そのため、奨学金の滞納を起こしてしまっても、周囲に支援してくれる他者がいる可能性が低い。経済的に脆弱であればあるほど、在学中の奨学金の利用額は増えざるをえず、その結果、卒業の返済が困難にならざるをえない。延滞の危機に陥ったとき、奨学金利用者本人の努力では延滞の可能性を減らす余地は、ほとんど残っていない。

経済的リスクに脆弱な返済者が奨学金を返せなくなる構図は、ほとんど「不可能の強要」に近い構図である。経済的に貧しいために多額の奨学金を利用する→返済総額が増える→毎月の返済負担が過重になる→滞納に陥る。制度上救済されるべきものが、反対にリスクをどんどん背負う構造になっている。

返済の救済策として、返還猶予制度があるがこれは上限年数が10年間と決まっていて、その期間を過ぎてしまえば返済が再開される。そのあとは所得が上がらなくても、猶予制度は使えなくなる。

延滞をすれば年率5%の延滞金も付与される。そして、延滞後9ヶ月を過ぎると裁判所を通じた督促がなされる。もしここで何もしなければ、裁判はそのまま進行して、最終的に強制執行が言い渡される。その場合、これまでの未納分の金額ではなく、借りた奨学金全額と延滞金分を合わせた金額を一括で返済することが求められる。2014年ではそうした強制執行が320件あったとされている。

そもそも奨学金は追い立てられれば返せるものなのか。

奨学金の延滞者に関する属性調査によれば、2014年には奨学金を3ヶ月以上延滞している者が17万人だった。そのうちの約8割が年収300万円以下の低所得層であった。返したくても返せない層の返済者が延滞をしていることがわかる。

年収300万円以下が多いのは延滞者だけではない。同調査からは、2014年の延滞をしていない返済者でも約55%が年収300万円以下であると明らかになっている。これは、奨学金の返済者270万人中、約140万人が返済困難予備軍として返済をしていることを意味する。

返済者の経済状況を見ると返せるだけの余裕がない返済者像が浮かんでくる。延滞のリスクにさらされる返済者たちは、本人の自己責任能力の無さによってリスクを負っているわけではない。むしろ、奨学金制度の仕組みや、学費負担を支える構造的な要因の変化によって、リスクに脆弱な階層の学生や返済者にリスクが集中する構造に放り込まれているのだ。

本来ならば学生の可能性を伸ばし、開かせるためにはずの教育制度によって、むしろ学生の将来がリスクに晒され、不平等を固定しまう問題を、日本の大学制度は抱えてしまっている。

## さいごに

「親負担主義」のルールが崩れ、低所得層を中心に学生が学費負担の主体になる動きを確認した。親に重すぎる負担がかかれば、そのツケは子であ

る学生に回ってくる。ツケが回れば、子は他の学生たちよりも不利な条件に置かれることになる。不利な条件に置かれたら、様々なリスクに対して脆弱になる。リスクに対して脆弱になれば、何らかの問題を引き起こす可能性が高くなる。学費負担や奨学金制度を通じて起きている現象は、こうした構図の出来事だ。

そもそも我が国の奨学金は奨学金と呼んでいいものなのだろうか。貸与型奨学金というのは、正確に言えばローンである。本来、奨学金は給付型のものを指す。公的経済支援策がローン型の奨学金しかないところに、我が国で学ぶ若者にとっての悲劇がある。

また、奨学金は学費との関係で考えられなければならない。学費が高すぎる我が国において、(貸与型であれ給付型であれ)奨学金制度だけをもって学生の経済的支援を充実させるのは難しい。これからの奨学金のあり方を考えるためには、奨学金制度のみを考えるだけでなく、高等教育の低授業料政策や漸進的な無償化という大きな政策的方向性の中で奨学金を位置付けないことには、いまある奨学金制度を根本的に変革させることは難しいのではないか。

現在、給付型奨学金創設の議論が活発になっている。住民税が非課税の世帯の学生を対象に、月額3万円を基本額として給付する案が出ている。平成30年度以降は、2万人以上を給付の対象とすることが話し合われているようだ。

こうした給付型の奨学金の誕生は歓迎したい。願わくば、将来的に大規模化・拡充がなされ、現在の奨学金制度を凌駕するだけの大きな奨学金制度になって欲しいと思う。そして、大学に通うために在学中にローンを利用し、将来的に大きなリスクを背負うような学生が一人でも減って欲しい。

## 参考文献

小林雅之 2008『進学格差』ちくま新書

奨学金問題対策全国会議編 2013『日本の奨学金はこれでいいのか』あけび書房

独立行政法人日本学生支援機構 2006『日本育英会史 育英奨学事業60年の軌跡』日本学生支援機構

日本育英会 1995『日本育英会五十年史』日本育英会

矢野眞和 2011『「習慣病」になったニッポンの大学 18歳主義・卒業主義・親負担主義からの解放』日本図書センター

独立行政法人日本学生支援機構『JASSO年報』

[http://www.jasso.go.jp/about/organization/publication/\\_icsFiles/afieldfile/2016/01/08/annrep14\\_1.pdf](http://www.jasso.go.jp/about/organization/publication/_icsFiles/afieldfile/2016/01/08/annrep14_1.pdf)

独立行政法人日本学生支援機構『平成26年度学生生活調査報告』

[http://www.jasso.go.jp/about/statistics/gakusei\\_chosa/\\_icsFiles/afieldfile/2016/08/26/houkoku14.pdf](http://www.jasso.go.jp/about/statistics/gakusei_chosa/_icsFiles/afieldfile/2016/08/26/houkoku14.pdf) (参照2016年11月28日)

文部科学省『学校基本調査 調査結果の概要』

[http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/other/\\_icsFiles/afieldfile/2016/08/04/1375035\\_3.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2016/08/04/1375035_3.pdf) (参照2016年11月28日)

「日本学生支援機構HP奨学金・貸与返還シミュレーション」

<http://simulation.sas.jasso.go.jp/simulation/index.action> (参照2016年11月28日)

「NHKニュース」

<http://www3.nhk.or.jp/news/html/20161125/k10010784161000.html>

「給付型奨学金の制度設計案固める 自民・公明」(参照2016年11月28日)